

千葉県国民健康保険運営方針 (骨子案)

平成 29 年 7 月

本骨子案は、平成 29 年 5 月に開催した千葉県国民健康保険運営協議会において示した骨子素案を基に、統計数値等について軽微な修正を加えたものです。

目 次

第1 方針策定に当たって

1 策定の目的	1
2 位置付け	1
3 対象期間	1
4 検証・見直し	1

第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方

1 国民健康保険の現状	2
2 運営に当たっての基本的な考え方	
(1) 基本的な考え方	9
(2) 国保運営上の各主体の役割	9

第3 今後の取組（各論）

1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
(1) 将来の見通し	11
(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組	12
(3) 財政安定化基金の運用	13
(4) 県繰入金の活用	14
2 保険料の標準的な算定方法	
(1) 総論	15
(2) 国保事業費納付金の算定方法	15
(3) 標準的な保険料算定方式	16
(4) 保険料負担の激変緩和	16
3 保険料の徴収の適正な実施	
(1) 収納対策	18
(2) 目標収納率	19
4 保険給付の適正な実施	20
5 医療費の適正化の取組	21

6	その他	
(1)	市町村が担う事務の効率的な運営の推進	23
(2)	保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	23
(3)	被用者保険等との連携	23
(4)	施策の効率的な実施のための取組	24

(参考)

- 1 データ集（直近の統計数値等を踏まえて作成する予定）
- 2 策定の経過（最終的に経緯をまとめると予定）

第1 方針策定に当たって

1 策定の目的

- 本方針は、県と市町村が共通認識を持って保険者としての事務を実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図るために、県が策定する統一的な国民健康保険の運営に関する方針である。

2 位置付け

- 本方針は、平成30年4月1日から施行される改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2第1項の規定による「都道府県国民健康保険運営方針」である。
- なお、国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性を確保することとされている（法第82条の2第5項）。
- また、市町村は、本方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めることとされている（法第82条の2第8項）。

3 対象期間

- 本方針は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間を対象期間とする。

4 検証・見直し

- 県は、本方針に基づく取組状況等を毎年度把握し、市町村、千葉県国民健康保険運営協議会及び関係機関等と情報共有を図るとともに、中間年（平成32年度）において、必要に応じた見直しを行うものとする。

第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方

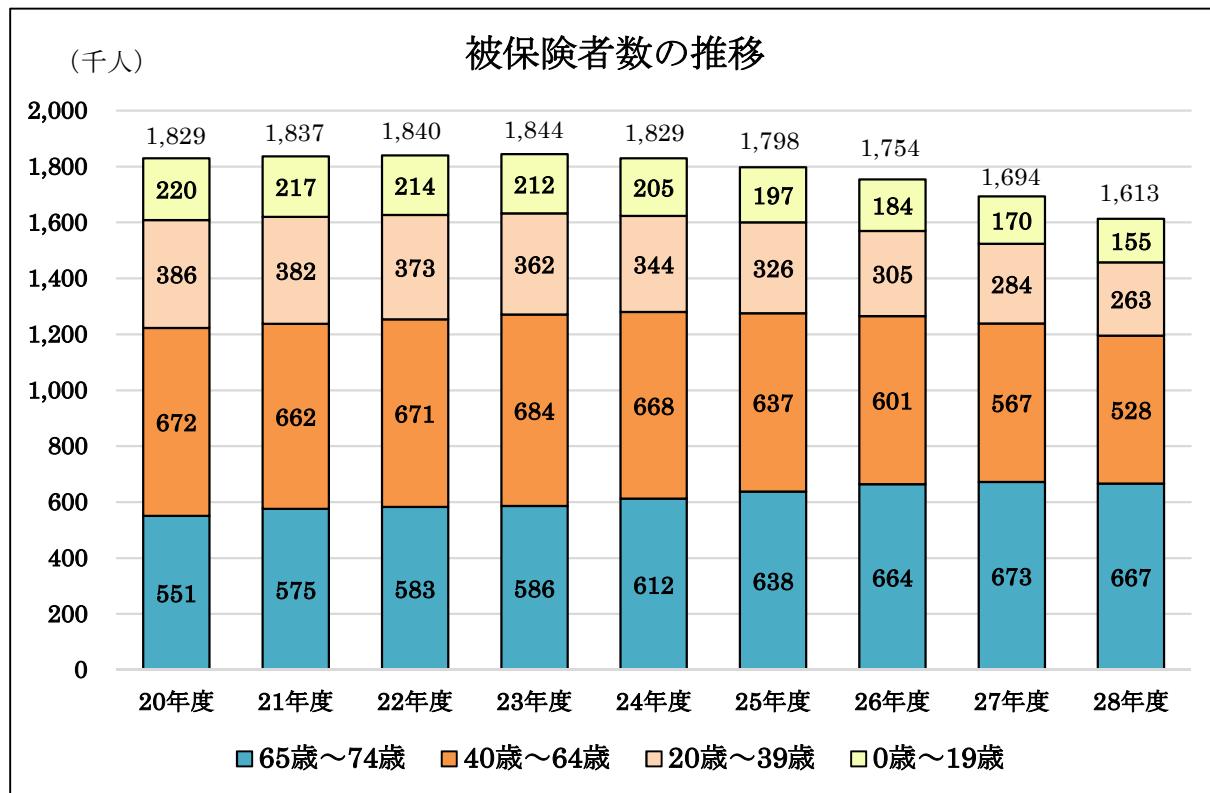
1 国民健康保険の現状

(特に注釈がない場合は市町村国民健康保険を指す)

(1) 被保険者数

- 国民健康保険の被保険者数は、平成24年度から減少しており、平成28年度は約160万人となっている。
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、本県においては、今後、総人口が減少するとともに、75歳以上の後期高齢者の著しい増加が見込まれることから、被保険者数の減少は続いているものと考えられる。

[図表1]



【出典：国民健康保険実態調査報告（保険者票）】

[図表2] 千葉県の将来推計人口

(単位：人)

	平成22年 (2010年)	平成37年 (2025年)	増減数	増減率
総人口	6,216,289	5,987,027	▲229,262	▲3.7%
(0～64歳人口)	4,876,998	4,189,262	▲687,736	▲14.1%
(65～74歳人口)	776,600	715,559	▲61,041	▲7.9%
(75歳以上人口)	562,691	1,082,206	519,515	92.3%

【出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)】

(2) 保険者規模

- 平成28年9月末時点の県内の保険者数は54団体であるが、そのうち被保険者数が3,000人未満の保険者は8団体で、平成20年度と比較すると4団体増えており、被保険者数の減少に伴い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模団体が増加傾向にある。

[図表3] 規模別保険者数の推移

被保険者数	平成20年度	平成28年9月
10万人以上	5団体	5団体
5万人～10万人	3団体	1団体
1万人～5万人	29団体	30団体
3千人～1万人	13団体	10団体
3千人未満	4団体	8団体

【出典：千葉県国民健康保険事業年報・国民健康保険実態調査報告（保険者票）】

※ 平成20年度は年度平均の被保険者数

(3) 単年度実質収支、決算補填等目的の法定外繰入、繰上充用

- 多くの市町村は、毎年度、多額の決算補填等を目的とした法定外繰入を行うことで単年度収支の均衡を図っており、単年度実質収支は恒常的に赤字となっている。
- また、平成27年度において、3団体が当該年度の収入の不足により繰上充用を行っている。

[図表4] 財政収支等の状況 (単位：百万円)

	平成20年度	平成27年度
単年度収支差引額 (赤字団体数)	814 (23)	▲1,862 (33)
決算補填等目的の 法定外繰入金 (繰入実施団体数)	18,750 (27)	15,168 (26)
単年度実質収支 (赤字団体数)	▲17,935 (34)	▲17,030 (40)
繰上充用 (実施団体数)	1,849 (1)	8,099 (3)

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

※ 単年度実質収支 = 単年度収支差引額 - 決算補填等目的法定外繰入

(4) 保険料の賦課方法及び収納率

(地方税法に基づく国民健康保険税を含めて「保険料」という。以下同じ。)

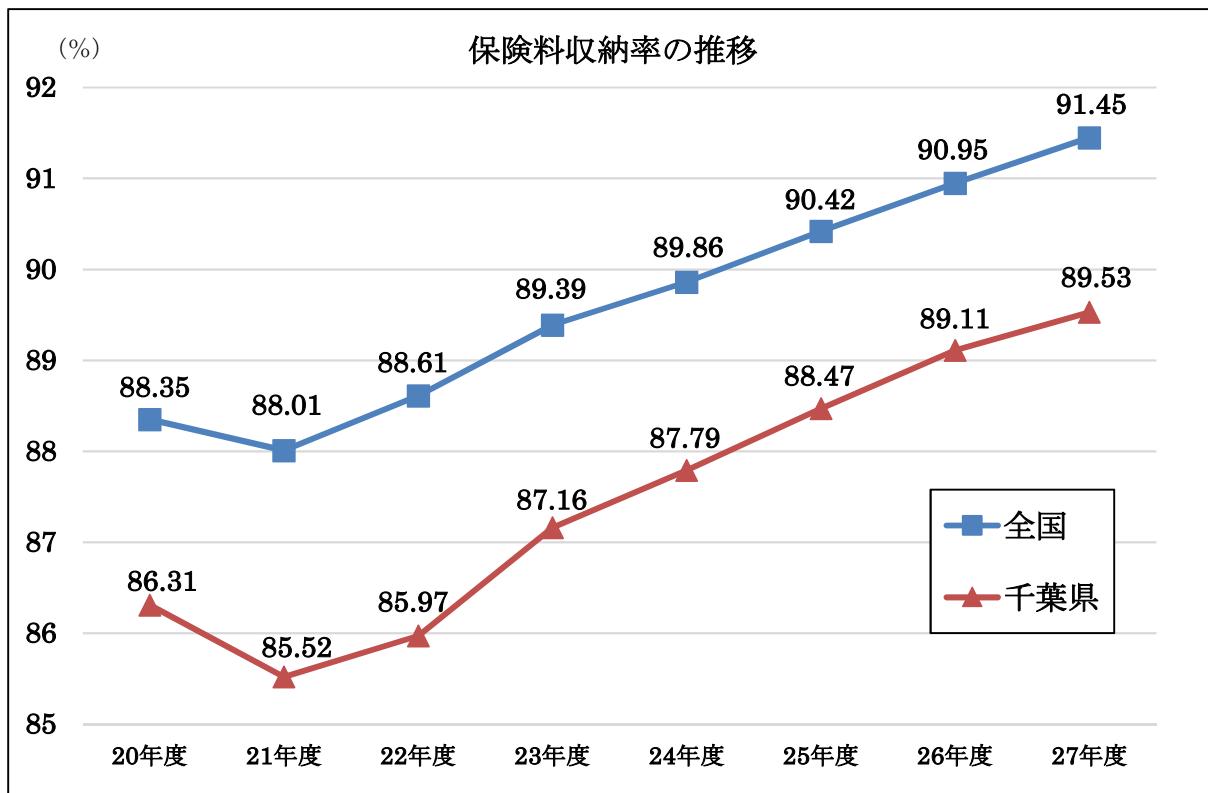
- 賦課方式（医療分）は、1団体が2方式（所得割・均等割）、35団体が3方式（所得割・均等割・平等割）、18団体が4方式（所得割・均等割・平等割・資産割）を採用している。
- 賦課割合（医療分）は、応能割が57%を占めており、所得に応じた賦課が多い。
- 国民健康保険法に基づく保険料を賦課しているのは11団体、地方税法に基づく保険税を賦課しているのは43団体となっている。
- 保険料収納率（現年分）は、平成22年度以降は上昇しており、平成27年度は89.53%であるが、全国平均と比較すると1.92ポイント下回っており、全国順位は45位と低迷している。

[図表5] 保険料の賦課方法及び収納率に関する平成27年度の状況

項目	平成27年度の状況
賦課方式（医療分）	2方式：1団体 3方式：35団体 4方式：18団体
応能割・応益割の割合（医療分）	57.1：42.9
所得割・資産割・均等割・平等割の割合（医療分）	56.3：0.8：27.0：15.9
賦課限度額	政令限度額どおり：36団体 政令限度額未満：18団体
保険料・保険税の別	料方式：11団体 税方式：43団体
告示方式・明示方式の別	告示方式：2団体 明示方式：52団体
保険料調定額（現年分）	1,622億1,555万円
保険料収納額（現年分）	1,452億3,585万円
保険料収納率（現年分）	89.53%
保険料軽減世帯数	465,725世帯
保険料减免状況	実施保険者数：52団体 减免世帯数：41,627世帯 减免総額：461,184千円

【出典：千葉県国民健康保険事業年報】

[図表6]

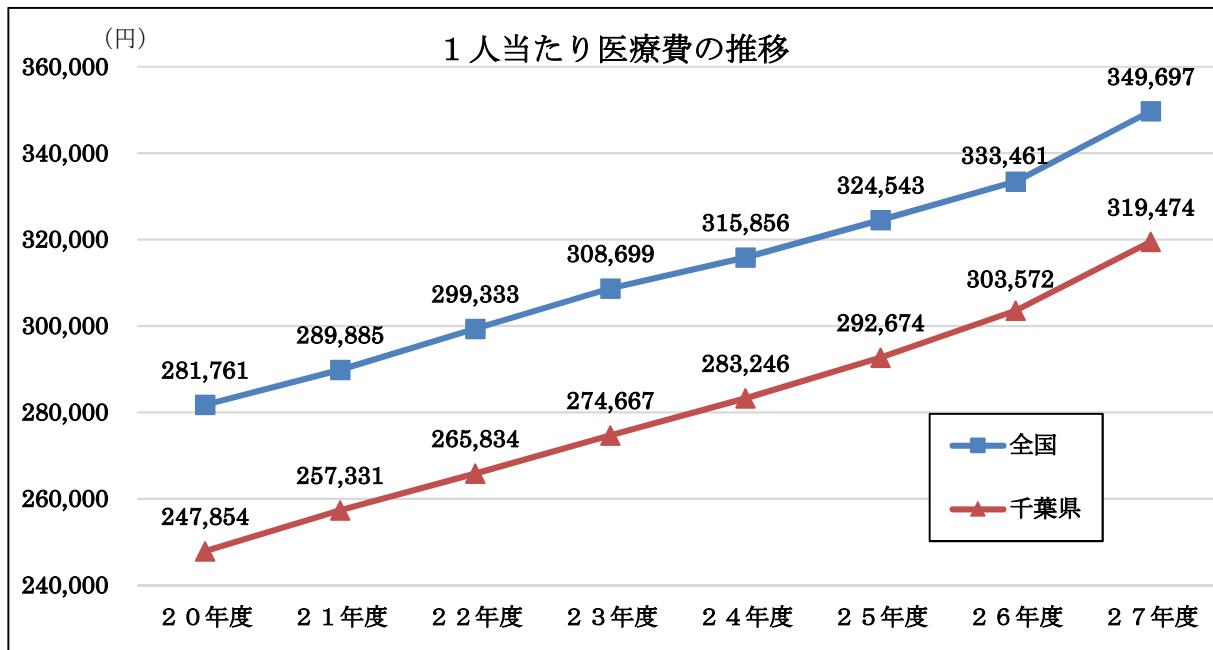


【出典：国民健康保険事業年報】

(5) 1人当たり医療費

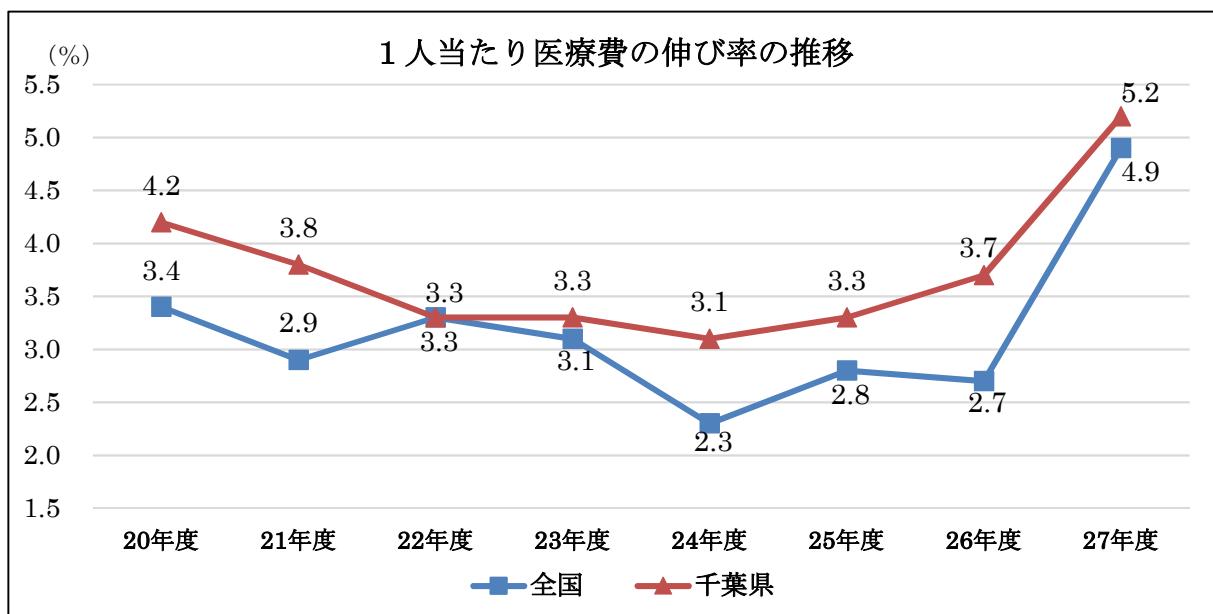
- 1人当たり医療費は、医療の高度化や高齢化の進展等により年々増加しており、平成27年度は319,474円となっている。
- 全国と比較すると低い水準であるが、伸び率は全国平均を上回る水準で推移しており、全国との差は徐々に縮まっていくものと見込まれる。

[図表7]



【出典：国民健康保険事業年報】

[図表8]



【出典：国民健康保険事業年報】

(6) 医療費適正化等の取組状況

- 特定健診、特定保健指導やデータヘルス計画の策定など、概ね全国平均並みの取り組みとなっている。

[図表9] 医療費適正化等の取組に関する平成27年度の状況

項目	千葉県 【実施・策定割合】	全国 【実施・策定割合】
特定健診受診率	38.7%	36.3%
特定保健指導実施率	20.2%	25.1%
メタボリックシンドローム 該当者割合	16.5%	16.9%
メタボリックシンドローム 予備群該当者割合	10.7%	10.6%
データヘルス計画策定状況	33団体【61.1%】 (28年7月1日時点)	1,131団体【65.9%】 (28年7月1日時点)
医療費通知実施状況	54団体【100%】	1,680団体【97.9%】
後発医薬品差額通知実施状況	52団体【96.3%】	1,587団体【92.5%】
後発医薬品使用割合(数量ベース)	64.04% (28年3月分)	63.09% (28年3月分)
レセプト点検効果額(1人当たり)	1,291円	1,866円
レセプト点検効果率	0.51%	0.67%

(7) まとめ

ア 被保険者等の状況

- 被保険者数は平成24年度以降、減少に転じており、今後も減少が続くことが見込まれる。
 - 財政運営が不安定となるリスクの高い小規模保険者の増加が見込まれる。
- ⇒ 保険者規模の縮小による財政リスクの増加への対応が必要。

イ 国保財政、保険料収納率の状況

- 市町村国保特別会計の単年度実質収支は恒常的に赤字であり、多額の決算補填等を目的とした法定外繰入が行われている。
- 繰上充用の額は年々減少してきているが、依然、多額の繰上充用が行われている。
- 収納率は平成22年度以降、上昇を続けているが、全国と比較するとまだ低い。

⇒ 計画的に財政収支の改善を図るとともに、効果的な収納対策を継続することが必要。

ウ 医療費の状況

- 1人当たり医療費は年々増加しており、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展等のため、今後も増加することが見込まれる。
- なお、本県においては、国保加入者は各年齢層で減少するものの、後期高齢者の著しい増加が見込まれるところであり、医療保険全体を見越した対策が必要である。

⇒ 医療費適正化の取組等により、伸び幅を抑制することが必要。

2 運営に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

- 本県の国民健康保険の運営は、今後も厳しい状況が続くことが見込まれるため、国民健康保険の各主体は、「持続可能な国民健康保険制度を目指す」ことを基本理念として共有するものとする。

(基本理念) 持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して

(2) 国保運営上の各主体の役割

ア 被保険者（県民）の役割

- 社会保障制度の中核をなす国民皆保険の最後の砦である国民健康保険制度は、保険料や公費等を財源に保険給付を行うことで被保険者の医療費の負担を支え合っていることから、国民健康保険制度を維持していくための主要な財源の一つである保険料を適切に納付する。
- 自ら健康の保持増進に努めるとともに、特定健診等を積極的に受診し、自らの健康情報を把握し、早期治療・予防に努める。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つなど、医療機関等の機能に応じた受診や残薬管理等に努める。また、平日の診療時間内に受診可能であるのに、夜間・休日急病診療所を受診することや、同じ病気でいくつもの医療機関等を受診することを差し控えるなど、適切な受診に努める。

イ 保険医療機関等の役割

- 医療等を受ける者的心身の状況に応じた良質かつ適切な医療等を提供する。
- 関係法令・通知等の定めるところにより、診療報酬等（受領委任を受けて請求する柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ・指圧師の施術に係る療養費を含む）を適正に請求する。

- 地域における病床機能の分化や連携の推進に協力するとともに、市町村等が行う保健事業や地域包括ケアシステムの構築のための施策等への積極的な協力や支援を行う。

ウ 国保連の役割

- 診療報酬等の審査支払業務を適切かつ確実に実施するとともに、市町村等が行う事務の共同処理、KDBデータ等の積極的な提供、研修の実施等により、市町村等が担う事務の質的向上や効率化を図る。

エ 市町村の役割

- 国民健康保険の保険者として、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等の地域に密着した事業を引き続き担い、被保険者の個々の事情に応じたきめ細かい対応を行う。
- 被保険者の健康保持や疾病予防を支援するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム構築に積極的に関与する。

オ 県の役割

- 市町村とともに国民健康保険の保険者となり、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担う。
- 市町村に対して技術的助言や研修、情報提供等を行うことにより、市町村の取組を支援する。
- 千葉県保健医療計画や千葉県における健康福祉の取組みと医療費の見通しに関する計画等に掲げる目標の達成に向けて各種施策に取り組む。

(3) 国への働きかけ

- 国民健康保険の抱える構造的な問題は、今回の制度改正によって解決したわけではなく、特に、今後の医療費の増加に耐えうる財政基盤の確立は大きな課題である。
- 県及び国民健康保険に関わる主体は、様々な機会をとらえて、地域の抱える課題及びその対応について、国に提言・要望し、持続可能な国民健康保険制度の構築に向けた働きかけを行う。

第3 今後の取組（各論）

1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

（1）将来の見通し

ア 被保険者数の見通し

（想定している推計方法）

- 千葉県町丁字別人口調査（5歳階級別人口）、国民健康保険実態調査（5歳階級別被保険者数）の数値を用いて5歳階級別国保加入率を算出し、国立社会保障・人口問題研究所の最新の人口推計（5歳階級別人口）を用いた5歳階級別推計人口に5歳階級別国保加入率を乗じて将来の国保被保険者数を推計する。

イ 医療費の見通し

（想定している推計方法）

- 千葉県国民健康保険事業年報を用いて入院、入院外（調剤、訪問看護、療養費含む）、歯科別の過去数年間の一人当たり医療費の平均伸び率を算出し、上記アで算出した推計国保被保険者数に推計一人当たり医療費を乗じて将来の全体医療費を推計する。
- ※ 伸び率を算出するに当たっては、診療報酬改定等の影響は考慮しないで機械的に算出することを想定しているが、次期医療費適正化計画における医療費推計方法も可能な限り取り入れることを考えている。
- ※ 推計期間は本方針の対象期間である平成35年度までとすることを考えている。

(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組

ア 総論

- 国保財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、国民健康保険特別会計において単年度の収支が均衡していることが原則である。

イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

- 従来、市町村は、個々の市町村ごとの保険給付費等から国庫負担金等の公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を集めるために必要な保険料率を設定していたが、平成30年度以降は、県全体の保険給付費等から公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を基に、県が市町村ごとに割り当てる国保事業費納付金を納付するために必要な保険料率を設定することが基本となる。
- 県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。
- 現在の市町村の国民健康保険特別会計の収支状況をみてみると、決算補填等のための法定外の一般会計繰入により、多くの市町村が実質的な赤字となっている。また、一部の市町村では国民健康保険特別会計の単年度収支不足による繰上充用が行われていることから、実質的な財政収支の改善を図ることが重要である。
- 市町村において行われている法定外の一般会計繰入の内訳をみてみると、その目的に応じ、
 - ・ 決算補填等を目的としたもの
 - ・ 保健事業に係る費用についての繰り入れなどの決算補填等目的以外のものに分類できる。
- このうち、「決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額」及び「繰上充用金」を解消または削減すべき対象としての「赤字」とする。
- 決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることがあることなどから、解消・削減を図るべきである。しかしながら、法定外一般会計繰入の早急な解消・削減は、被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合もあることから、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行う必要がある。

- このため、市町村は、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入について、その必要性や額の妥当性等を改めて整理・検討した上で、保険料収納率の向上、医療費適正化の取組等の推進や県が提示する標準保険料率を参考に適正な保険料率を設定すること等により、住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に努める。
- また、平成29年度以降の繰上充用金の増加分については、発生した会計年度の翌年度内に計画を策定し、原則として発生した会計年度の翌々年度までに解消を図る。
- なお、平成28年度以前の繰上充用金（平成28年度以前の累積赤字）については、平成30年度に計画を策定し、原則として本方針の対象期間内での解消に取り組む。
- 県は、毎年度、各市町村の国民健康保険特別会計の状況を適切に把握し、必要に応じて助言等を行うことにより、市町村の国保財政の安定的な運営の推進を図る。

ウ 県の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

- 県に新たに設置する国民健康保険特別会計も同様に、必要な支出を国保事業費納付金や国、県などの公費等により賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。
- 具体的な財政運営に当たっては、市町村における事業運営が健全に行われることも重要であるため、市町村の財政状況をよく見極めた上で、収支均衡のとれた財政運営に努めるものとする。

(3) 財政安定化基金の運用

ア 財政安定化基金の趣旨

- 国保財政の安定化のため、医療費の増加や保険料の収納不足等により財源不足となった場合に、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、以下の場合に資金の貸付・交付を行うものである。
 - ・ 保険料の収納が不足する市町村に対して資金の貸付を行う。
 - ・ 特別な事情により保険料の収納が不足する市町村に対して資金の交付を行う。
 - ・ 医療費の増加等により県の国民健康保険特別会計に財源不足が生じた場合に、県に資金の貸付（県の国民健康保険特別会計への繰入れ）を行う。

イ 交付の「特別な事情」の基本的な考え方

- 多数の被保険者の生活に影響を与える災害が発生した場合等の予算編成時に見込めなかった事情により、収納額が低下した場合とする。

ウ 交付を行う場合の交付額の算定の考え方

- 県が、各市町村の「特別な事情」や元々の収納率の設定状況等に応じて、その交付の範囲を1／2以内で適切に決定する。

エ 交付を行う場合の市町村の補填の考え方

- 交付を行った場合の補填方法は、国、県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつを補填することとされている。このうち、市町村が行う補填については、交付を受けた当該市町村が補填することを原則とする。

オ 激変緩和への活用の考え方（平成35年度までの特例）

- 上記アの本来の目的として活用される部分とは別に、平成35年度までの特例として、国保事業費納付金制度の導入等に伴う被保険者の保険料負担の急激な増加を緩和するために、財政安定化基金を活用できることとされており、県は、激変緩和措置を講じる際に、財政安定化基金の特例分を最大限活用する。

(4) 県繰入金（法第72条の2第1項）の活用

- 県は、医療給付費等の9%相当額を県の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れ、その一部は特別交付金として各市町村の特殊な事情に応じた財政の調整等を行うために活用し、残りの額は県全体の国保事業費納付金として集めるべき額に充当する。
- 県繰入金（特別交付金分）の交付に当たっては、個々の市町村の財政安定化や本方針に定める取組の推進等を図るため、保険者努力支援制度における評価指標等も考慮しつつ、適切に交付基準等の設定を行う。
- また、国保事業費納付金制度の導入等に伴う被保険者の保険料負担の急激な増加を緩和するため、県繰入金を活用する。

2 保険料の標準的な算定方法

(1) 総論

ア 趣旨

- 県が国保の財政運営の責任主体となることに伴い、市町村は、県が保険給付費等交付金、後期高齢者支援金、介護納付金等を支払いに要する費用に充てるための原資の一部として、市町村ごとに割り当てられた国保事業費納付金を県に納付することとされた。
- また、平成30年度以降も、保険料率の決定は引き続き各市町村が行うこととなるが、県は、市町村が保険料率の決定を行う際の参考として、標準保険料率を算定・公表することとされている。

イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方

- 本県においては、市町村間の医療費水準や保険料収納率等に格差が存在することから、医療費適正化や収納率向上へのインセンティブを確保するため、国保事業費納付金・標準保険料率の算定に当たって、市町村ごとの医療費水準や収納率等の実績を反映させる。
- なお、一部の市町村から、県内市町村の保険料水準の統一を目指すべきとの意見もあったことから、将来的な保険料水準のあり方については、引き続き検討していく。

(2) 国保事業費納付金の算定方法

ア 配分方式

- 納付金の各市町村への配分方式は、医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金分それぞれ2方式とする。

イ 医療費水準の反映割合（医療費水準反映係数 α の設定）

- 医療分の納付金の各市町村への配分に当たっては、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を全て反映させる（ $\alpha = 1$ とする）。

ウ 応能割分・応益割分の配分割合（所得係数 β の設定）

- 納付金総額の応能割分と応益割分の配分割合は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれ全国平均の所得水準を1とした場合の本県の所得水準に応じて毎年度設定される係数（所得係数 β ）により決定する（応能割：応益割= $\beta : 1$ となる）。

工 賦課限度額の設定

- 賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分についてそれぞれ国が政令で定める限度額と同額とする。

(3) 標準的な保険料算定方式

ア 標準的な保険料算定方式

- 標準的な保険料の算定方式は、医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金分それぞれ2方式とする。なお、各市町村が実際に採用している算定方式による標準保険料率の算定も併せて行う。

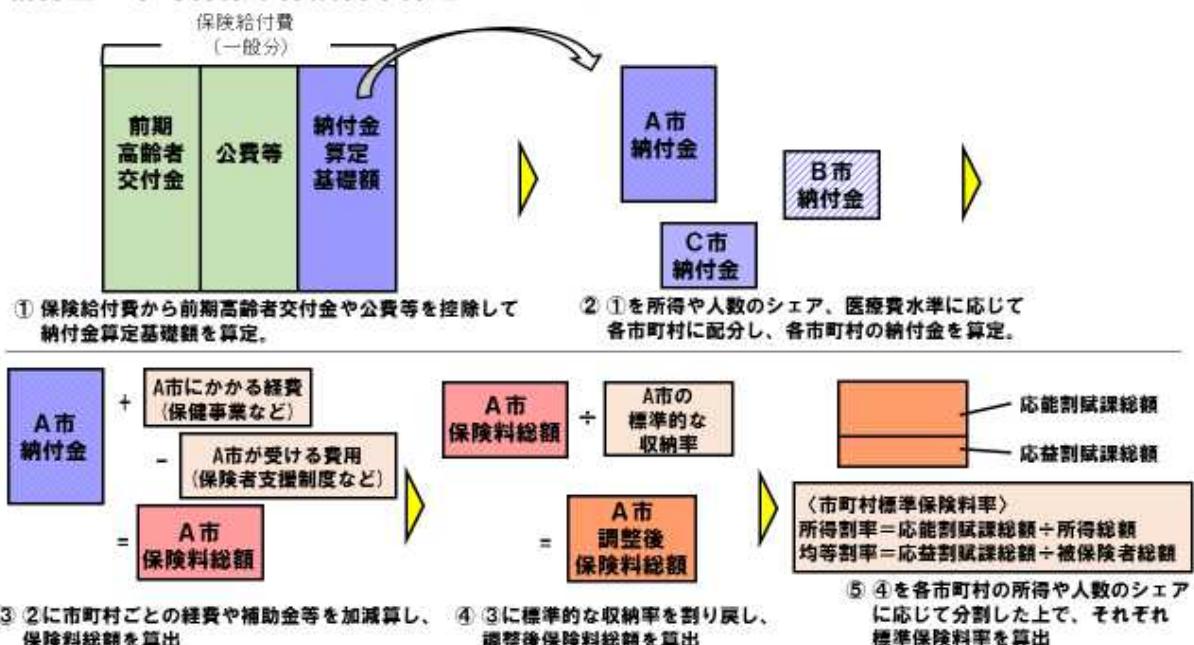
イ 標準的な収納率

- 標準的な収納率については、各市町村の収納率の実績を踏まえ、市町村別に毎年度設定する。

(4) 保険料負担の激変緩和

- 平成30年度からの国保事業費納付金制度の導入等に伴い、保険料負担が急激に増加することのないよう、平成35年度までの6年間を目安に、県繰入金及び財政安定化基金の特例分を活用し、一定の基準を設けて激変緩和措置を講じる。

納付金・市町村標準保険料率算定のイメージ



納付金の各市町村への配分イメージ

$$c = C \times \{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\} \times \{\beta \cdot (\text{所得のシェア}) + (\text{人口のシェア})\} / (1 + \beta)$$

c : 各市町村ごとの納付金基礎額

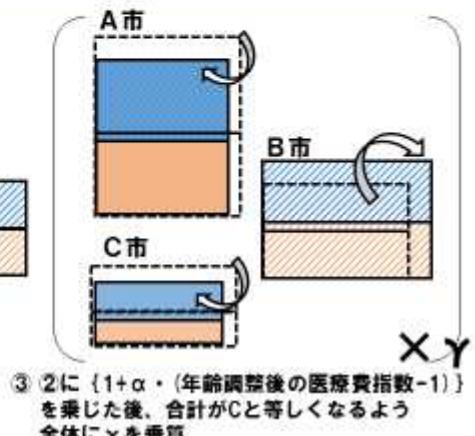
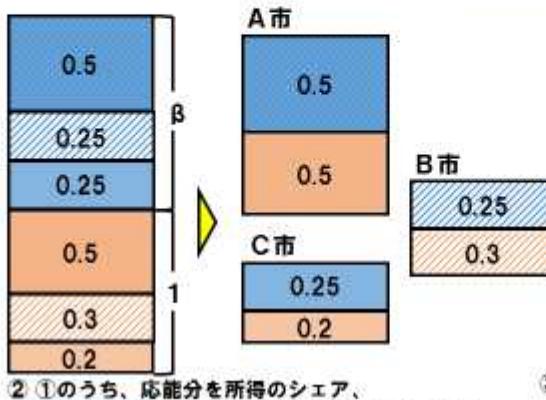
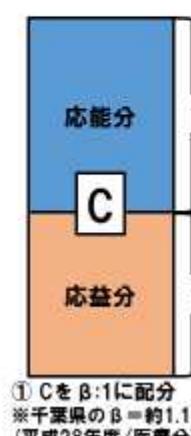
C : 納付金算定基礎額

α : 医療費指数反映係数 ($0 \leq \alpha \leq 1$)

β : 全国平均と比較した県の所得水準 (全国平均のとき $\beta = 1$)

γ : 総額をCに合わせるための調整係数

	A市	B市	C市
所得総額 (シェア)	400億円 (0.5)	200億円 (0.25)	200億円 (0.25)
人口 (シェア)	5万人 (0.5)	3万人 (0.3)	2万人 (0.2)
年齢調整後の 医療費指数	0.9	1.2	0.8



3 保険料の徴収の適正な実施

(1) 収納対策

ア 総論

- 適正な保険料の賦課・徴収は、国保財政運営の安定化及び被保険者間の公平性の観点から重要な取組である。このため、収納率向上に向け、市町村においては資格管理、賦課・徴収、適正な滞納処分の実施などを行うものとする。また、県は技術的助言及び財政的支援等を行うことにより、市町村における様々な取組への支援を行う。

イ 市町村の取組

- 地域の実情を考慮しつつ、本方針に掲げる目標収納率の達成及び更なる収納率の向上に向けて、以下の取組などを行う。
 - ・ 納付方法の多様化（口座振替の促進、ペイジー導入、クレジットカード納付の導入、コンビニ収納委託等）
 - ・ 納付勧奨の実施（コールセンターの設置、嘱託職員の配置・活用等）
 - ・ 個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施（滞納者への早期接触、短期被保険者証や資格証明書の活用等）
 - ・ 長期未展開事案への対応
 - ・ 法定軽減措置を適切に実施するための所得未申告者への申告勧奨
 - ・ 生活困窮者担当部局など府内関係部局との連携

ウ 県の取組

- 県民の保険料納付意識の向上を図るとともに、市町村が行う収納対策を支援するため、以下の取組などを行う。
 - ・ 収納率向上に向けた市町村への指導・助言
 - ・ 研修や講習会等の実施による市町村職員の能力向上や好事例の共有
 - ・ 国保連が設置する収納率向上アドバイザーによる市町村への実地指導・助言の実施との連携
 - ・ ちば国保月間を活用した効果的な広報等の実施
 - ・ 収納率の向上及びその実現に向けた取組に応じた県繰入金の交付

(2) 目標収納率

- 市町村における保険料の徴収の適正な実施を促すため、保険者規模別の目標収納率を設定し、市町村は目標収納率の達成に向けて収納率の向上に努める。
- 具体的な目標値については、近年の収納率の推移等を踏まえ設定する。

目標収納率（現年分）

保険者規模（被保険者数）	目標収納率
○万人未満	○○%
○万人以上～○万人未満	○○%
○万人以上～○万人未満	○○%
○万人以上	○○%

4 保険給付の適正な実施

ア 総論

- 保険給付は、保険制度における基本的事業であり、法令に基づく統一的なルールの下に確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が確実になされることが重要である。

イ 市町村の取組

- 診療報酬等の適正な支払いを確保するため、レセプト（療養費支給申請書を含む）点検の充実・強化を行う。
- 交通事故等の第三者の不法行為の結果生じた給付に対する求償権を適切に行使するため、第三者求償事務に係る数値目標を設定し、P D C A サイクルによる取組の強化を行う。
- 平成30年度以降、被保険者に県内市町村間の住所の異動があった場合でも、世帯の継続性が保たれている場合には高額療養費の多数回該当に係る該当回数を通算することとなるため、各市町村においては、以下の場合に世帯の継続性があるものと判定することとし、国保情報集約システムを活用しながら、該当回数の把握等を適正に行う。
 - ・ 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合
 - ・ 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合であって、世帯主と住所の両方に変更がない世帯または住所異動前の世帯主が主宰する世帯

ウ 県の取組

- 市町村に対して定期的・計画的な指導・助言を行い、レセプト点検や第三者求償事務の取組の充実強化を支援する。
- 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整に係る事務負担の軽減等について、市町村と全国健康保険協会・各健康保険組合等の被用者保険との間の課題や情報の共有ができるように調整を行う。
- 保険診療等の質的向上及び適正化を図るため、引き続き関東信越厚生局千葉事務所と連携して保険医療機関等の指導等を行う。

5 医療費の適正化の取組

ア 総論

- 国民健康保険の医療費は、今後も、医療の高度化や被保険者の高齢化の進展等により増加していくことが見込まれており、将来にわたって安定的な財政運営を続けていくためには、歳出の中心である医療費の適正化に取り組むことが重要である。

イ 市町村の取組

- 特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上のために、以下の取組などを行う。
 - ・ 未受診者に対する文書や電話による効果的な受診勧奨
 - ・ 社会資源、地域組織を活用したポピュレーションアプローチ
 - ・ 住民の健康意識を高めるための普及啓発
- 後発医薬品の使用促進を図るため、以下の取組などを行う。
 - ・ 後発医薬品使用希望カード等の配布
 - ・ 後発医薬品差額通知の効果的な実施
- 効果的な保健事業の推進を図るため、特定健診結果やレセプト情報、国保データベースシステム（KDB）等の健康・医療情報を活用し、データヘルス計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行う。
- 糖尿病等の治療中断者への働きかけや、治療中の加入者に対して医療機関等と連携して重症化を予防するための保健指導等を行う。
- 地域の医療関係者等との連携の下、重複・頻回受診者の健康管理や医療に対する意識を深めるため、保健師や看護師等による訪問指導、残薬確認や、特定健康診査及び特定保健指導の機会を活用した助言・指導を行う。
- ヘルスケアポイント事業の実施など、被保険者の自主的な健康管理を促すインセンティブの提供を行う。
- I C T等の活用による、わかりやすい健診結果等の情報提供を行う。

ウ 県の取組

- 住民に対して広報を行い、特定健診等の受診促進や後発医薬品の普及促進を図る。
- 医療機関や関係団体等に対し、市町村が行う医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施されるように必要な協力依頼や広報等を行う。
- 市町村に対して定期的・計画的な指導・助言を行うとともに、研修・講習会等を実施し、好事例の共有や市町村職員の能力の向上を図り、特定健診等の受診率向上の取組や保健事業の充実強化を支援する。
- 糖尿病性腎症の重症化予防について、市町村の取組が円滑かつ効果的に推進されるように医師会、糖尿病対策推進会議等との連携体制を構築していく。
- KDB（国保データベース）などの医療関係データを活用しながら他の施策と連携して医療費適正化の取組を進めるとともに、県繰入金等を活用し、市町村における医療費適正化の取組を推進する。

6 その他

(1) 市町村が担う事務の効率的な運営の推進

- 県及び国保連は、現在実施している事務の共同実施の取組を引き続き行っていくとともに、市町村等との調整の上、更なる事務の効率化に向けて検討を図る。
- なお、国における医療機関等の窓口におけるオンライン資格確認や医療等 ID を用いた医療情報等の連携の仕組みの構築、診療報酬審査業務のあり方の見直しなど、新たな制度の検討の動きを注視しつつ、事務の効率化などの検討を進めていく。

(2) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 県は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、千葉県保健医療計画、千葉県における健康福祉の取組みと医療費の見通しに関する計画、健康ちば 21 、千葉県高齢者保健福祉計画、千葉県障害者計画等に掲げる関連施策との連携及び関係機関との協力を図る。
- また、市町村に対しても、国保部門と介護部門、衛生部門等との連携が一層図られるよう、必要な助言や研修、情報提供などの支援を行う。
- 特に、千葉県医療費適正化計画において、県及び市町村が国保保険者として取り組むべきとされている事項について、目標の達成に努める。

(3) 被用者保険等との連携

- 国保と全国健康保険協会・各健康保険組合等の被用者保険との間の課題の共有や保健事業、医療費適正化等の取組の推進を図るために、千葉県保険者協議会や健康ちば地域・職域連携推進協議会等の場を通じて必要な連携を図る。

(4) 施策の効率的な実施のための取組

- 本方針に関する事項については、必要に応じて連携会議等を開催し、市町村等との情報共有及び調整等を図る。
- また、本方針に定める取組の実施状況等については、千葉県国民健康保険運営協議会に毎年度報告し、委員の意見を聴きながら取組の改善を図る。